

2023 年 2 月

お客さま各位

富山信用金庫

とみしんきゃつするカードローン 契約規定等の改定について

平素より当金庫をご利用いただきありがとうございます。

さて、当金庫では、2023 年 3 月 1 日（水）より、信金ギャランティ株式会社保証付きカードローン「とみしんきゃつする」の契約規定等を改定いたします。

なお、改定後の規定は、改定前からお取引いただいているお客さまに対しても適用されますので、予めご了承ください。

記

1. 対象商品

- （１）とみしんきゃつするワイド
- （２）とみしんきゃつするクローバー

2. 改定を行う契約規定等

- （１）カードローン契約規定
- （２）保証委託約款

3. 主な改定事項

- （１）期限の利益喪失条件 の変更
- （２）民法改正に合わせた表現方法の変更

4. 改定日

2023 年 3 月 1 日（水）より

以上

信金ギャランティ株式会社 カードローン契約規定 新旧対照表 (きゃっするワイド・クロバー共通)

新 (改定後)	旧 (改定前)
(新規貸越の停止) 第4条 借主に次の各号のいずれかにあたる事由が生じた場合、金庫は新規貸越を停止できるものとします。 ① この契約に違反したとき、または債務不履行があったとき。 ② 借主が金庫の地区外に移転したこと等に伴い、金庫の貸出対象となり得る「会員たる資格」を喪失したとき。 ③ 借主の信用状況に関する金庫および保証会社の審査により、新規貸越の中止が相当と認められたとき。 <u>④ 借主が死亡したとき。</u>	(新規貸越の停止) 第4条 借主に次の各号のいずれかにあたる事由が生じた場合、金庫は新規貸越を停止できるものとします。 ① この契約に違反したとき、または債務不履行があったとき。 ② 借主が金庫の地区外に移転したこと等に伴い、金庫の貸出対象となり得る「会員たる資格」を喪失したとき。 ③ 借主の信用状況に関する金庫および保証会社の審査により、新規貸越の中止が相当と認められたとき。 <u>←(追加)</u>
(貸越金利息・損害金) 第5条 略 6. <u>前項による利率、損害金の割合を変更する場合には、金庫は変更を行う旨および変更後の内容ならびにその効力発生時期をホームページへの掲示その他の方法により借主に周知するものとします。</u>なお、変更日以降の取引もこの契約の条項により取り扱われるものとします。	(貸越金利息・損害金) 第5条 略 6. <u>前項による利率、損害金の割合の変更の内容は、金庫の店頭または自動機の設置場所に掲示するものとします。</u>なお、変更日以降の取引もこの契約の条項により取り扱われるものとします。

新（改定後）	旧（改定前）
（期限前の全額返済義務） 第10条 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には借主は金庫からの通知、催告等がなくてもこの契約による債務全額について期限の利益を失い、第6条および第7条の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。 ① 保証会社から保証の中止または解約の申出があったとき。 ② 支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始の申立があったとき、あるいは申立予定であることを金庫が知ったとき。 ③ 手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。 ④ 預金その他金庫に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。 ⑤ 借主が住所変更の届出を怠るなどの借主の責めに帰すべき事由によって行方不明となり、金庫から借主に宛てた通知が届出の住所に到達しなくなったとき。 <u>（削除）→</u>	（期限前の全額返済義務） 第10条 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には借主は金庫からの通知、催告等がなくてもこの契約による債務全額について期限の利益を失い、第6条および第7条の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。 ① 保証会社から保証の中止または解約の申出があったとき。 ② 支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始の申立があったとき、あるいは申立予定であることを金庫が知ったとき。 ③ 手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。 ④ 預金その他金庫に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。 ⑤ 借主が住所変更の届出を怠るなどの借主の責めに帰すべき事由によって行方不明となり、金庫から借主に宛てた通知が届出の住所に到達しなくなったとき。 <u>⑥ 借主に相続の開始があったとき。</u>

保証委託約款 新旧対照表（きゃっするワイド、クローバー共通）

新（改定後）	旧（改定前）
（求償権の事前行使） 第6条 私が次の各号のいずれかに該当した場合、私は、第4条による代位弁済前であっても、残債務の全部または一部について求償権を行使されても異議ありません。 ① 金庫または貴社に対する債務の一つでも履行を怠ったとき。 ② 保全処分、強制執行、競売の申立、破産手続開始の申立、または民事再生手続開始の申立があったとき。 ③ 租税公課の滞納処分、手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。 <u>（削除） →</u> <u>④</u> 弁護士仲介または調停等の申立による債務整理の事実が発生したとき。 <u>⑤</u> 住所変更の届出を怠るなど私の責めに帰すべき事由によって、貴社に私の所在が不明となったとき。 <u>⑥</u> 原契約または本契約の条項に違反したとき。 <u>⑦</u> その他債権保全のため貴社が必要と認めたとき。	（求償権の事前行使） 第6条 私が次の各号のいずれかに該当した場合、私は、第4条による代位弁済前であっても、残債務の全部または一部について求償権を行使されても異議ありません。 ① 金庫または貴社に対する債務の一つでも履行を怠ったとき。 ② 保全処分、強制執行、競売の申立、破産手続開始の申立、または民事再生手続開始の申立があったとき。 ③ 租税公課の滞納処分、手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。 <u>④ 相続の開始があったとき。</u> <u>⑤</u> 弁護士仲介または調停等の申立による債務整理の事実が発生したとき。 <u>⑥</u> 住所変更の届出を怠るなど私の責めに帰すべき事由によって、貴社に私の所在が不明となったとき。 <u>⑦</u> 原契約または本契約の条項に違反したとき。 <u>⑧</u> その他債権保全のため貴社が必要と認めたとき。